

第 2 次橋本市長期総合計画 後期基本計画 策定方針

橋 本 市

1. 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次橋本市長期総合計画」を策定し、基本構想において「人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本」をまちの将来像として掲げ、これを実現するためにまちづくりの各分野の方向性を示した前期基本計画に基づき、施策を推進してきました。

一方で、計画策定当初より社会情勢が大きく変化しており、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況はもとより、令和元年度末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、ICT 技術の浸透によるデジタルトランスフォーメーションの推進など、私たちの生活が新しいステージに移行していく兆しが見られます。

この度、「第 2 次橋本市長期総合計画」が令和 4 年度で計画期間の中間年を迎えることより、上記のような新しい社会の流れを踏まえつつ、橋本創生総合戦略による地方創生の流れへの対応、財政健全化計画との整合にも注視しながら、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民の参画を得て、魅力ある協働によるまちづくりと、その実現に必要な政策・施策を見直して新たにまとめるべく、令和 5 年度からの後期基本計画を策定します。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

基本構想	基本構想は、橋本市が目指す将来像や、まちづくりの基本目標を設定し、これらを達成するための施策展開の基本方向を示しています。基本構想の計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間です。
基本計画	基本計画は、基本構想に掲げる目標等を実現するための施策を示したものです。計画期間は基本構想と同じ 10 年間ですが、令和 5 年度から令和 9 年度を後期とし、社会情勢等の変化に対応できるよう施策の見直しを行います。
実施計画	実施計画は、基本計画に示す施策の具体的な事業を明らかにするもので、財政的な見通しとの整合性を考慮し、計画期間を 3 年間として、ローリング方式により毎年度策定します。

▼第 2 次総合計画の期間



3. 新たに盛り込むべき視点

人口減少が進行し、地域の活力が低下していく中でも持続可能なまちづくりを展開していくために、以下の視点への対応が重要となります。

(1) S D G s（持続可能な開発目標）への対応

S D G s は、平成 27 年に国連サミットで令和 12 年までの長期的な開発の指針として採択された国際目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

政府や企業と同様、地方自治体も S D G s の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。特に、S D G s の考え方をまちづくりの全分野に浸透させていくために、S D G s の理念や取り組みを総合計画に位置付けていくことが重要です。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

地方自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められます。

(3) 新型コロナウイルス感染症によって顕在化した課題への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外での経済活動が大幅に減少し、人々の生活や経済社会に大きな打撃を与えました。雇用情勢の悪化は地域経済の停滞に加えて、生活に困窮する世帯の増加をもたらしています。経済活動にとどまらず、日常生活、働き方、教育から文化、医療・福祉、地域社会に至るまであらゆる分野で新たな問題が生じています。

また、移動・外出の制限は市民の心身に大きな負担となっているほか、近年では社会的孤立が深刻化する「孤独・孤立」問題も顕在化しています。産業や就業の状況、住民生活、地方自治のあり方について検討し、ポストコロナを見据えた市政の運営と経済的支援・福祉的支援の強化が求められています。

4. 総合計画策定に向けての基本的な考え方

(1) 市民とともにまちづくりを進めていく（目標を市民と共有する）

「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」でも掲げる地域主体のまちづくりを進めていくために、まちづくりの基本方針を示す総合計画についても、市民とともに策定を進めていくことが前提条件となります。計画策定の様々な段階において、市民意見を把握したり、具体的取組を検討する機会を設けることで、まちづくりに対する意識を市民の方々と共有していきます。また、総合計画で掲げる基本理念やまちの将来像を、より広く市民と共有することが必要であることから、計画内容を市民にわかりやすく伝えていきます。

(2) 未来志向の計画づくりを進めていく

高齢化の進行、経済情勢や世帯構成の変化などを背景として、対応すべき多くの課題がある一方で、目の前の問題に対応するだけでは、まちづくりの新たな方向性を展開していくことは難しくなってしまいます。そのため、めざすべき未来を定め、現在とのギャップを把握した後、ギャップの解消に必要な具体策を定めていく「バックキャストिंग」の考え方も取り入れた計画策定を心がけます。

(3) 行政評価の視点も取り入れ、実効性の確保された計画を策定する

効率的で効果的な行財政運営が必要とされる状況において、P D C Aサイクルをいかに円滑に回していくかが自治体経営において大きな課題となります。そのため、行政評価の考え方を後期基本計画に反映させることで、評価（C h e c k）機能と改善（A c t i o n）機能を強化し、より実効性のある計画を策定します。

(4) 策定過程により多くの職員が関わることで、職員の資質向上を図る

限られた財政の中で、サービスの質を落とさずに市民のニーズに対応していくためには、職員一人ひとりの資質向上という「人づくり」の視点が重要となります。まずは、市民の生の声にふれ、自分たちで取組を検討するなど、計画策定の様々な段階において職員が関わることで、まちづくりを自分ごととして感じることができるよう、計画策定の作業を意識向上の機会としていきます。

(5) 市民の満足度向上を図る

総合計画を通じて実現を目指すのは、基本理念や将来像で掲げた通り、市民一人ひとりが輝くことのできる元気なまちです。上記のまちの姿を実現していく過程で、一人でも多くの方が橋本市を好きになり、橋本市で住み続けたいと思ってもらえるよう、市民の満足度向上を常に念頭に置き、その実現ができる計画づくりを推進していきます。

5. 後期基本計画策定作業におけるポイント

(1) 橋本市の現状と市民意識の把握

①市の状況・課題把握

これからのまちづくりを進める上で踏まえるべきまちの沿革やまちの特性、人口の動向、土地利用、財政状況など、本市の現況を把握し、各分野における状況・課題を確認します。

【策定作業の内容】

- 本市の人口、産業、土地利用状況等の本市の現況の整理、分析
- 類似団体・近隣自治体との比較分析による本市の強み、弱みの整理、分析

②市民意識調査の実施及び分析

市民の意見を反映した計画とするため、市民意識調査を実施することで市民ニーズに即した計画の策定を行うものとします。アンケートを実施し、公民館区でまとめていきます。

【策定作業の内容】

- 橋本市在住、18 歳以上男女 2,000 名を対象としたアンケート調査の実施
- 市内小学5年生、中学2年生を対象とした WEB アンケート調査の実施

③ワークショップの実施

後期基本計画で掲げる分野別の目標や、目標実現のための具体的方策について共に考えるために、若い世代を中心としたワークショップを行います。

【策定作業の内容】

- 現時点で企画中です。

（２）前期基本計画の検証、分析、整理

現行の長期総合計画の指標の進捗状況、毎年度の行政評価結果等からの現計画の検証及び課題の整理を行います。また、関連するアンケート調査結果の精査を行います。

【策定作業の内容】

- 前期基本計画期間中の行政評価結果の総括による成果と課題の整理
- 関連アンケート調査結果の精査
- 個別計画の整理、整合性の確認

（３）後期基本計画の策定

①「総合計画の策定にあたって」及び基本構想の見直しの検討

対応すべき新しい社会の流れや、前期基本計画策定時からの市民意識の変化等を踏まえたうえで、現状にふさわしい形となるよう見直しを行います。

【策定作業の内容】

- 社会潮流や市の現状、市民意識や前期基本計画の実施状況等を踏まえ、これからのまちづくりを進めるうえで踏まえるべき課題を抽出します。
- 基本理念や将来像については、基本的には見直しは行いませんが、社会情勢や対応すべき課題を踏まえ、必要に応じて更新します。
- 将来人口や将来の都市構造については、人口構造の変化や市内での開発状況等を踏まえ、随時更新作業を行います。

②後期基本計画の策定

まちづくりの分野ごとに施策及び事業の体系を示す分野別計画（約 40 分野）を作成します。分野別計画は、施策ごとのめざす姿と目標（指標）を明らかにするとともに、令和 5 年度～令和 9 年度までの後期 5 年間の主な取り組みを示します。

【策定作業の内容】

- 前期基本計画の総括結果や対応すべき課題に応じて、掲載している施策の内容をアップデートしていきます。
- 行政組織の再編や新たな社会課題への対応などを踏まえ、追加や統合など、必要に応じて掲載施策を整理します。

6. 計画策定体制

体制については、審議機関、市民参画、庁内体制により策定していきます。

（１）審議機関

学識経験者、関係機関及び団体の役職員、市民公募等で構成する長期総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、審議を行います。

（２）庁内体制

各部局間の調整を行い、諮問原案の作成を行います。

- ① 庁内検討委員会（副市長をトップとして各部長級で組織）
- ② 専門部会
 - ・ 5年後や10年後を見据え、主に係長級で構成されるプロジェクト組織
- ③ 庁内担当課

（３）市民参画

幅広い市民の意見を反映させるため、市民意識調査及び小中学生対象調査（アンケート調査）、市民ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、計画全般にわたる市民の意見を聴取し、計画策定します。

（４）事務局

政策企画課に設置し、各種調整等を行います。また、計画作成に必要な支援及び検討計画策定作業の円滑化を図るため、策定に係る一部を業者委託します。

【橋本市長期総合計画後期基本計画の策定体制図】

